

つとらへよと、みすの内よりいひ出し給たりければ、蛛のこをふきちらすやうに逃にけり、其中に童一人、木のもとにやをら立かくれて、さし歩いて行けるを、優にもさりげなくもてなすかなとおぼして、人をめして、玄かの物著たる小童、たが供の者ぞとたづね給ければ、主の思はん事をはかりて、とみに申さざりけれど、玄ゐて問給ふに力なくて、某の童にこそと申けり、即ち主めして、某童參らせよと仰られければ、いとをしく玄てつかひ給に、ねびまさるまゝに心ばせおもふばかりにふかく、わりなきものなりける、常に前にめしつかひ給に、あるつとめて手水もちて參りたりける、仰に、かの車宿の棟に、鳥二居たるが、ひとつの鳥、頭の白きと見ゆるは、僻事かとなき事をつくりて問給ひけるに、つくとまもりて、玄かさまに候と見給と申ければ、いかにもうるせきもの也、世にあらんずるものなりとて、白川院に參らせられけるとぞ。

〔吾妻鏡〕九文治五年七月廿五日癸未、小山下野大丞政光入道獻馱餉、此間著紺直垂上下者候御前、而政光何者哉之由尋申之、仰源朝曰、彼者本朝無雙勇士熊谷小次郎直家也云云、政光申云、何事無雙號候哉云云、仰云、平氏追討之間、於一谷已下戰場、父子相並欲棄命、及度々之故也云云、政光頗笑、爲君棄命之條、勇士之所爲也、爭限直家哉、但如此輩者、依無願服之郎從、直勵勳功、揚其號、歟、如政光者、只遣郎從等、抽忠許也、所詮於今度者、自遂合戰、可蒙無雙之御旨之由、下知于子息朝政宗、政朝、光并猶子賴綱等、二品入興給云云、

〔空華日工集〕至德三年二月三日、話及絶海事、府君足利氏滿謂余曰、絶海在下國、居處身果如何哉、余曰、或人傳、絶海今在海國、村院寂寞、枯淡然於道學禪誦、無一所退倦、君曰、在國既及一兩年、上京其可也、余曰、絶海性悍率、而忤君旨、暫置田里、要有所懲、君笑曰、是乃和尚老婆心也、早欲和尚以專使喚、余曰、諾矣、

〔太閤記〕秀吉公素生